

職員の不正行為に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、教育委員会事務局X図書館所属の一般職員であるA職員が勤務時間中に、教科書展示の短期アルバイト、X図書館利用者、研修先の施設長、職場の会計年度任用職員から飲食物を授受したことが確認された。金額的には少額であるが、これらの行為は公務員の倫理性や職務規定に抵触する可能性があることを指摘する通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 所属から提出された調査報告書によると、A職員の勤務時間中の各行為について、以下の事実が認められる。</p> <p>(1) X図書館における教科書展示に従事した会計年度任用職員（B職員）から勤務時間中に菓子（3,500円相当）を受け取った件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B職員は、A職員との物品のやりとりを否定しているが、A職員自身は菓子を受け取ったと述べており、菓子の授受はあったと認められる。 ・一方でA職員は、知り合いであったB職員から挨拶として受け取ったとも述べている。 <p>(2) 利用者（市民）から2Lペットボトル8本とチョコレート等を受け取った件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員複数名及びA職員は、受け取った品物の内容に多少違いがあるものの、A職員が利用者から飲料等を受け取ったと述べており、授受はあったと認められるものの、授受された飲料等は職員が差し入れと認識する程度のものである。 <p>(3) Y施設より研修講師のお礼としてチョコレートの詰め合わせを受け取った件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C施設長とA職員のいずれも、チョコレートではないものの菓子の授受を認めており、A職員が講師を務めた研修の際に、C施設長との間で何らかの菓子の授受はあったと認められる。 <p>(4) X図書館の会計年度任用職員複数名から定期的に菓子を受け取っている件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A職員を含む複数の職員が職員間で菓子の配布があったと述べており、A職員が職場の会計年度任用職員から菓子を受け取ったことはあると認められる。 ・菓子の配布について、複数の職員が旅行等の土産としてやり取りされたことと述べていることから、A職員のみが受け取ったものではなく、職場内で相互に配布が行われるものと認められる。 <p>2 評価</p> <p>(1) B職員から勤務時間中に菓子を受け取った件</p> <p>一般論として、A職員が受け取ったとする菓子の授受は、職場に対するものであれば儀礼の範囲であり、社会通念上認められる程度であるものと評価できるが、職員間の個人的なやり取りであれば、一時的に図書館で従事する者から図書館職員が金品を受け取ることは、市民からの疑念を生じさせかねないものであり、慎むことが望ましかったと言える。</p> <p>(2) 利用者（市民）から2Lペットボトル8本とチョコレート等を受け取った件</p> <p>複数の職員が、夏に空調が故障した時期に利用者が飲料等を事務室前に置いていったと述べており、A職員は利用者呼び止めたものの置いていってしまったと説明していることを踏まえると、職員が飲料等を受け取ったことが社会通念に照らして不適切であるとまでは認められない。</p> <p>(3) Y施設より研修講師のお礼としてチョコレートの詰め合わせを受け取った件</p> <p>Y施設の運営団体とX図書館は、研修以前から読書活動推進のため継続的な協働関係にあったことを考慮すると、研修の直後に菓子を受け取ることは、研修講師という公務に対する謝礼目的と受け止められ、公務員として報酬を受け取ったと疑念を招くおそれがあるものであり、A職員としても、社会通念に照らして適切な範囲であったかどうか慎重に判断するべきであったと言える。</p>

	<p>(4) X図書館の会計年度任用職員複数名から定期的に菓子を受け取っている件 職場内において、旅行等の土産として菓子のやり取りを行うことは、職員間の親睦を深めるものであり、社会通念上許容される儀礼の範囲内であり、問題があるとは認められない。</p> <p>(5) D前館長の対応について A職員は、菓子の授受についてD前館長に報告したと述べており、D前館長も否定していないことから、そのような報告はあったと考えて差し支えないものと考えられる。そして、A職員はD前館長が「しょうがないね。」「これからは気を付けるように。」との反応であったと述べており、実際に授受の相手方との利害関係の有無や社会通念に照らした授受の妥当性についてX図書館として検討された形跡は何もない。 職員から報告があった以上、授受に至る経過を正確に把握した上で、組織としての方針を検討し、職員に周知徹底することが管理監督者には求められるのであり、D前館長の対応は不適切であったと指摘せざるを得ない。</p> <p>(6) 利害関係者について 本市では、横浜市職員服務規程第 13 条に基づき、利害関係者との接触に際し、「利害関係者との接触に関する指針」(以下「指針」という。)を定めているため、以下、指針への適合性について検討する。 (1)のB職員とA職員との教科書展示における関わりは、図書館に保管する物品の受け渡しや、市民からの質問があった際のやり取りに限られており、また、(3)のY施設の運営法人とX図書館は協働関係であって契約等の関係にないことから、B職員やC施設長は指針上の利害関係者には当たらない。 (2)の図書館利用者は、資料の無断持ち出し等を行った場合は不利益処分の対象となるため、利害関係者になり得る者である。本件は、利用者が飲料等を置いていったという状況に照らすと、指針に抵触するとまではいえないものの、今後は、利用者からの授受が発生しないよう職場内で共有、注意喚起していくことが求められる。 (4)のX図書館の会計年度任用職員は、A職員はその採用等を担当しており、指針上は利害関係者に該当するが、本件の菓子の授受は、職場の同僚間におけるもので社会通念上許容される儀礼の範囲内であり、指針の趣旨に反するものではないと考えられる。</p> <p>3 まとめ 調査の結果、A職員が複数回に渡り菓子や飲料を授受している事実が確認できた。 A職員は、社会通念上相当と認められる範囲を超えた菓子や飲料の授受をしていたとまでは言えないものの、研修先の施設長から菓子を授受したことは、市民の疑念を招くおそれがある行為であった。 また、D前館長は、A職員から相談を受けたにも関わらず、菓子等の授受の妥当性を検討し、図書館としての事後の対応や今後の方針等について職員に向けて指導等を行うといった、管理監督者に求められる役割を果たしていたとは言い難く、そのような姿勢が職員の間にも物品授受に対する考え方の相違を生じさせた面は否めない。 所属は、利用者や周囲の職員等から菓子等を受け取った行為は、市民から疑念を持たれる行為であり、不適切であることから、職場内での指導を行うと述べている。 委員会からは、当事案を踏まえ、現行の管理監督者であるE館長を中心に、原則として利用者等からの菓子等の授受は行わないこと、仮に授受を受けた場合は、管理監督者を中心に組織として対応していくこと等について周知徹底し、職場全体のコンプライアンス意識の向上に努めることを求め、対応を終了する。</p>
本市の対応	利用者や周囲の職員等から菓子等を受け取った行為は、市民から疑念を持たれる行為であり、不適切であることから、職場内での指導を行う。